

28 静都建建総第 208-2 号

平成 28 年 5 月 25 日

(公社) 静岡県建築士会 御中

静岡市都市局建築部
建 築 総 務 課 長

景観法第 16 条第 1 項に基づく大規模建築物等の届出の周知について (依頼)

日頃、静岡市の景観行政の推進にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

本市では、静岡市らしい景観づくりを目指し、市全域を対象として景観法に基づく「静岡市景観計画」を定めており、計画敷地、周辺の景観に影響を及ぼすおそれのある大規模建築物等の建築行為を行う場合、景観形成基準に基づき規制・誘導を図っております。また、景観法第 16 条に基づく、市長への届出が必要です。

しかしながら、昨今、当該届出書の提出遅延が多数見受けられることから、今後同様の事例が発生しないよう、着手日を考慮し余裕を持った届出がなされるために、貴機関より各関係者・関係団体等に対し下記の事項について周知されますよう指導をお願いします。

記

1. 当該届出は、建築確認申請等の 30 日以上前（建築確認申請等を要しない場合は、行為の着手の 30 日前まで）に必要となります。
2. 届出内容を変更する場合、変更部分に着手する 30 日前までに変更届出書により届出をする必要があります。
3. なお、行為が完了したときは、遅延なく完了届出書（行為完了を示す 2 方向以上からの写真添付）の提出をお願いします。

<連絡先>

静岡市都市局建築部建築総務課
都市景観推進係
電話：054-221-1049

